

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第155号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条総務課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)